

会 議 録

会 議 の 名 称	第 3 回弘前市宿泊税検討委員会
開 催 年 月 日	令和 6 年 6 月 2 6 日 (水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	1 0 時 0 0 分 から 1 1 時 3 0 分 まで
開 催 場 所	弘前市役所市民防災館 3 階 防災会議室
出 席 者	委員長 土岐 俊二 委員 白戸 孝之 委員 加藤 恵吉 委員 福士 圭介 委員 木村 知紀 委員 藤田 智彦 委員 永井 温子 委員 石山 紗希
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	観光部長 神 雅昭 観光課長 早坂 謙丞 観光課長補佐 竹内 良定 観光課主幹兼観光企画係長 谷淵 孝太 観光課主事 蒔苗 優 財務部長 奈良 道明 市民税課長 村元 広美 市民税課長補佐 泉谷 賢司 市民税課主幹兼諸税係長 鈴木 孝志 市民税課主事 島川 由佳
会 議 の 議 題	宿泊税導入に係る制度の素案について
会 議 結 果	下記会議内容に記載のとおり
会 議 資 料 の 名 称	資料 1 宿泊税導入に係る制度の素案について
会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	≪ 1. 開会 ≫ ≪ 2. 議題 ≫ 案件 1 宿泊税導入に係る制度の素案について (土岐委員長) 前回の委員会では、導入目的、使途、税額・税率・免税点について、皆様のご意見を頂戴しました。また、この制度の導入に関しては宿泊事業者の意見が非常に重要であることから、アンケートを取り、その内容も確認したところです。今回は事務局の方から素案を出しておりますので、また皆さんから、様々な角度か

らご意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、案件1、宿泊税導入に関わる制度の素案について、全体像を確認してから、個別に検討して参りたいと思いますので、まずは事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料1に基づき、宿泊税導入に係る制度の素案を説明)

(土岐委員長)

はい。ありがとうございました。ただ今ご説明をいただいた内容について、皆様のご意見を聞いていきたいと思えます。まずは、1ページの宿泊税の導入目的ということで、弘前の自然、歴史、文化、伝統など、地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と観光が調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費、ということで案が出されております。目的なので、あまり細かい内容よりは、ある程度、普遍的な内容が望ましいと思えます。これについてご意見ある方はいらっしゃいますか。

(木村委員)

市民生活と観光の調和について、これは具体的にどういった意味合いでしょうか。この文言を入れた意図をお伺いしたいです。

(事務局)

観光は外から来る人だけのイメージではなくて、地域に住んでいる方も、そこに根づきながら、外から観光に来られる方との調和を図るという意味で、市民生活の文言を入れさせていただきました。そういう意味で前段の、来訪及び交流というのが、そこに結びついている文言として、整理させていただいております。以上です。

(木村委員)

わかりました。ありがとうございます。

(永井委員)

色々なニーズに対応するということを考えると、ちょっと他の

エリアと差別化しにくくなってしまふのかなと思う。私はすごく弘前市が好きなので、金沢の内容に寄っているというのは、ちょっと寂しいなという気持ちになりました。津軽弁とか入れてもいいと思いますし、どこかに弘前らしさみたいな文言が入ると、すごくいいなと思いました。

(土岐委員長)

はい。ありがとうございます。もちろん、金沢市をそのまま真似したわけではないのですが、事務局の方で、今のご意見は検討するというところでよろしいですか。

(事務局)

目的ということで、条例に記載されるところでありますけれども、パンフレットなどを作る際に、サブタイトルのような形で、永井委員のご指摘のような趣旨で、それを盛り込むことは可能かと思っておりますので、ぜひ委員の皆さんからもご意見をいただければと思っております。

(土岐委員長)

わかりました。具体的に永井委員の方から津軽弁に関するお話が出ました。この点も、この目的の中にしっかり含まれているんだということを、この場で意思確認をして進めていければと思います。他にご意見ございますか。1丁目1番地の目的ですので、この制度が、この目的に沿っていくものとなります。この事務局案をベースに進めたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

<異議なし>

(土岐委員長)

それでは、導入目的については、この案を採用ということとします。続きまして2ページです。宿泊税の課税客体、納税義務者、課税標準についてです。こちらについてご意見ある方は、挙手にてお願いいたします。事務局の考え方は、他の地区のものを参考にしながら、民泊施設も含めたいということになっております。ですので、弘前市内に所在する宿泊施設で、旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿

泊事業に関わる施設となります。それから、納税義務者については、上記施設の宿泊者、課税標準についても、上記施設の宿泊数ということです。

(福士委員)

宿泊税とは関係ないのですが、少子高齢化になってきて、地方はどうやって税金を取るかという中で、未来の話になりますが、宿泊税を取った後の流れとして、入場料や観光施設を含めて、観光税という話が出てきていて、それは、例えば今後、観光施設などに行くような考えはあるのかをちょっとお聞きしたいなと思いました。

(事務局)

事務局としては、まず、現在9自治体で取り組んでいる宿泊税を導入しながら、今後そういった観光に特化した財源も調査、研究していきたいと思っております。

(土岐委員長)

現時点では、まずは、宿泊税ということの案を出しているということよろしいですか。

(事務局)

はい。観光に係る財源を確保していきたいという点では、観光税と言ってもいいようなところはありますが、名目については、宿泊税という税の中で、しっかり観光に資するようなところ、また市民生活に資するようなところで、財源を確保していきたいと思っております。観光税は、対象が観光客のみになってしまうので、今回の宿泊税に関しては、弘前市の宿泊施設に泊まらせていただいているビジネスマン、そういう方も対象にして考えておりますので、弘前の地域資源の魅力を見て、次には、観光でも訪れていただけるように、そういうことも促進したいと思っておりますので、今のところは、やはりビジネスも含めた対象者ということで宿泊税を考えております。以上です。

(土岐委員長)

ありがとうございます。福士委員、ビジネスユースってどのぐ

らいあるものですか。

(福士委員)

以前は8割ぐらいだったのですが、今、過渡期で外国の方が入ってきてこれから変わってくると思っています。青森県のどこの地域もそうですけど、土曜日だけが突出して、稼働率がすごく高く、宿泊料金を見ればわかる通り、土曜日の金額と金曜日の金額が、これだけ違うかみたいな感じはあり、どうやってもとんとんまではこれないので、やはりビジネス客がしっかり宿泊していただかないと市内のホテルに関してはなかなか厳しいという感じだと思います。6割以上、7割までぐらいはビジネス客かと思います。

(土岐委員長)

はい。他にいかがでしょうか。

(石山委員)

民泊の部分で、もしこれまでの会議で聞いていたら申し訳ないのですが、民泊として弘前市に登録している施設って何施設くらいあって、年間でそこに宿泊している人数ってどのぐらいなのか、もしわかれば教えていただきたいです。

(事務局)

確認したうえで追ってお知らせいたします。

(石山委員)

はい。ありがとうございます。もしここにも課税するのであれば、どのぐらいそこに課税するか、数字を見た上で検討できればいいのかなとちょっと思いました。以上です。

(土岐委員長)

はい。ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。対象となる事業者の情報というのは、ある程度、事務局の方で、押さえた上でというご意見でした。どういう形で情報をいただけるようお願いします。他にご意見ございませんか。無ければこの案を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

(土岐委員長)

はい。それでは、これで進めさせていただきます。続きまして、3ページです。特別徴収義務者、徴収方法、申告期限についてです。これに関して何かご意見ございますか。

(福土委員)

山の方はほとんど温泉旅館なので、入湯税と重なります。入湯税も期限が決まっていると思うのですが、2回に手間が分かれてしまうと、今後はなかなか難しいなと思うので、その辺もし考慮できるのであれば、配慮していただきたいとは思っていました。

(土岐委員長)

タイミングをそろえてくださいという希望ですね、事務局の方では、これは対応可能でしょうか。

(事務局)

入湯税に関しましては、今のところ翌月の15日までに納めていただくという形で実施していますが、今、委員おっしゃられたように、宿泊税と入湯税を納める方の手間を省くために、入湯税の方を、宿泊税でご提案させていただいているように、翌月の月末までということ、合わせていくということは検討しておりますので、そういった方向で進めていきたいと考えております。

(土岐委員長)

はい。事業所に負担がかかる中で、今の答えはすごく大事で、そういう形で対応可能なのであれば、ぜひやっていただきたいというふうに思います。他にご意見はございませんか。

(加藤委員)

※印のところの一定の要件3ヶ月と書いてあるのですが、こちらに該当するのはどのようなものですか。法人税や消費税は6ヶ月になっていると思います。今のところ、入湯税は、納められているということなると思いますが、この3ヶ月の要件というのはどういうことなのかちょっと教えていただければと思います。

(事務局)

入湯税に関しましては、何ヶ月おきに1回というやり方では、やっていないのですが、宿泊税に関して調べると、他の自治体では、金額など一定の基準があるのですが、それをクリアすれば、数ヶ月に1回の納入ということにはなっているようです。それがもし、納入義務者の方の手間を省くことになるのであれば、そこは導入して、入湯税の方もそれに合わせてやっていくということも検討していきたいと考えております。

(加藤委員)

一般的にはそうすると3ヶ月でも選択可能ということですか。

(事務局)

そのように決めれば、そのように対応していきたいと思えます。

(加藤委員)

やはり1ヶ月だと1回やって、そのあと仕分けかけて戻して、となると1ヶ月だと結構大変なのではと思います。この点は、弘前市独自でできるところなので、前も言ったようにできるだけ宿泊先、担当者、旅館等に負担をかけないようにするには、そちらの方がいいかなと思います。

(土岐委員長)

今の議論を踏まえて弘前市の考え方としては、他自治体と同様にしたい。ただし、この※印については、組合さんとか業者さんと詳細を詰める必要があると思いますので、それを踏まえて、この案が進められればなと思いますけれどもいかがですか。

(木村委員)

一定の要件を示してくれれば説明しやすいですね。

(白戸委員)

一定の要件が無くても3ヶ月に1回という形でもいいのではないかなと思うのですが、やっぱり楽かなと思います。

(木村委員)

あんまり長くしちゃうと、税金が運転資金に回ってしまうことも考えられるので、適正の期間があると思います。僕は3ヶ月がいいと思います。

(白戸委員)

その辺は市と組合さんたちでお話していただければと思います。

(土岐委員長)

お客さんから徴収する業務は一緒に、あとは、事業者さんが市に納付する。この手続きの話なので、行政側と事業者さんで、お話詰めていただくということで、この案をご承認いただければと思います。続きまして、4ページをご覧ください。

宿泊税の使途は、第1回から話が出ています。事業の詳細内容、予算額については、課税要件の税収の見込みに応じてということで、どのくらいの財源が見込めるのかということも関わってくるかと思っています。前回、皆さんからのご意見、これが赤い文字で入っているところ。それから、事業者の方からは、アンケートで、黒い文字の記載となっています。これについても、どこまで細かく議論するかは今後、もっと詰めないといけないと思っています。この第3回の委員会で決まりましたというわけにいかないと思いますので、またご意見があれば伺えたらと思います。前回、皆さんのお話を聞いて、できれば新しいものと、既存のものに加えて、新しい制度を導入するなどの提案があれば望ましいということでした。少しフリーでもう1回話できればなと思っています。

(福士委員)

これは意見で宿泊税が導入されるとまず間違いなく弘前が県内で最初なので、他市町村はどういうことに使っていくのか見ていると思います。注目も高い中で、ねぷたとかさくらまつりはもちろんわかるのですが、やはり何か違うものっていうかこの時期にこれやったかみたいなインパクトも含めて。そうすると、宿泊事業者も、観光関連も飲食関係もその時に人きたなとか。宿泊税が

こういうふうになったかと最初のインパクトではないですが、宿泊税を取って、人が減ったとかではなく、やはり我々もホテル・旅館で宿泊税を取る立場ですから、これを取ったらこんなにいいことがあったと、やっぱり弘前に泊まってよかったとなってこそこの宿泊税で、持続可能で、だからこそ、その税金が使えて、税収も上がってというのを目指すものだと思うので、やはり新しいものというか、時期も考えながらのものを、しっかり取り組んでやっていけばいいのかなというふうに思います。以上でした。

(土岐委員長)

大事な意見で、取って終わりではなくて取ったものが、また、市の中で、循環していく。そして観光サービスが向上していくということで、そこは忘れてはいけないところなので、果たして何をやるかという話もあります。漠然とでも何か皆さんご意見ありませんか。

(木村委員)

おそらくこの用途というのは、もう、限りなくアイデアがあると思います。一番大事なのは、この分類をまず決めることなのかなと思います。果たして、この3つ出ていますけども、これだけで、この目的に沿った分類になっているのか。この間、組合の役員会があって、いろいろ話したのですが、さっき言った市民生活と観光の調和という部分に関して、やっぱり多少、社会貢献の部分が入らないと、弘前市民も納得しないのかなと思っています。観光客からだけではなくて当然、地元の方々もホテルを利用するケースも多いので、そういった中から税金を納めていただくということは、多少なりとも自分たちに、地域貢献というか、そういったものを返す義務はあるのかなと思っています。弘前の旅館ホテル組合で今ちょっと災害協定のような話も出ています。実際、2年前に土淵川が氾濫水域ぎりぎりになったときがありまして、そういうとき近隣の方が避難のために結構ホテルを利用します。本来避難所がありますが、避難所がどこなのかわからない場合にホテルを使うケースが多いと。そういうことで例えば災害が起こりそうなときにそのホテルを使った場合、多少なり補助を出すとか、そういったものを文言とか、用途に加えるための分類に加えるとか。税金はこういうものにも還元されて市民に対しても還元

されているっていうのも、ちょっと先ほど永井さんが言った、弘前らしさとか、どこの自治体でやっているかどうかわからないのですが、違う税金を使われているとは思いますが、僕は逆にこの宿泊税もそういったものに使われるように、分類を1つ増やしてもらいたいと思います。

(土岐委員長)

今のご意見、事務局の方で、何かそのいわゆるその防災とか災害に関する部分でいかがでしょうか。

(事務局)

金沢の導入目的から弘前も同じように導入目的を作っているのですが、市民生活との調和という部分で、金沢の事例ですけれども、例えば、公共交通のキャッシュレスを図ってみたりとか、市民向けのモニターツアーをやって、地元の観光をもう一度見直そうとか。あるいは歩道を整備して、まちづくりを進めましょうとか、そういった事例もありますので、市民向けに活用することも考えられると思います。

(土岐委員長)

防災はまた防災で当然やらないといけないことだと思いますが、今の用途としては、そういう市民向けのわかりやすい内容も含んでいるということということでよろしいですか。木村委員、今のお話いかがですか。

(木村委員)

その分類の部分が欲しい。今、3つある分類にもう1項目欲しい。市民のモニターはいいですね。意外と弘前の人って、弘前のことをわからない人も多いので、ぜひ知ってもらうことが、発信することに繋がるのでいいことだと思います。

(土岐委員長)

目的の中に、市民生活と観光の調和という言葉が入っているので、今の分類のどこかに表現できればいいのかなと思います。

(事務局)

もう1つ、金沢市の分類の仕方なのですが、町の特性に、磨きをかける歴史文化、伝統の振興と、これが1点。もう1つが、観光客の受け入れ環境の充実、これが2点目、3点目が市民生活と調和した持続可能な観光の振興というくくりで、市民のモニターツアーとかはそこに入っています。ですので、その分類の文言をお話していただいて、ご提案いただければと思います。

(土岐委員長)

今話を聞けば、しっかりそこは入っています。話が最初に返りますが、最終的に市民の理解も得るといことも考えれば、今の分類3つの部分で、4つにするのか、または、どれかに組み込むのかということで、その後の使い方ですっきり対応できるような文言をもう少し考えていただければなと思いますが、いかがですか。

(事務局)

はい。皆さんから個別の用途案を出していただいて、秋や冬の閑散期における観光コンテンツがという個別にいただいたのを、弘前市の総合計画に書かれている分類に当てはめて、連動性を持たせたような形で作ったのですが、今、木村委員がおっしゃっているような、もう少し幅広で、市民にということであれば、そこはしっかりそういう対応をしていきたいと思いますが、せっかく委員の皆さん、各業界からお集まりですので、そういった点では少しアイデアをいただければ、事務局としても助かるかなと思っています。以上です。

(土岐委員長)

どうですか。具体的に、ご意見いかがでしょうか。

(藤田委員)

防災の関係は予算とかありますか。

(木村委員)

もし防災の方にそういう予算があるのであれば、そっちを使えばいいのですが、今新しくできる税ですので、市民に対するインパクトもあるし、市民にもう少しこうちゃんと還元されている

というのが少しでも入れば、進めやすくなるのかなということも含めてちょっと今提案したので、もし別の予算があるのであればそれで別に問題ないのかなと思います。ただ、今のところ、ホテルの業界に関してはそういうのがないので、ちょうどいいタイミングなのかなと思って提案しました。

(藤田委員)

分類も用途に関しても、やっぱり税収の金額によって何が出来るかということもあると思います。こればかりボリュームを増やしても、最終的に税収が間に合わなければということがあるので、一緒に進めていかなきゃいけないと思います。

(土岐委員長)

それはそうなのですが、お金があるからやる、やらないの話になると、意見が狭まってしまうのでという意図で、先にこちらを、皆さんに提示しました。一番下にも、具体的な事業内容については、今後検討の余地がありますって書いていますので、今またこの場で何とかひねり出すということもないのですが、少しその分類、または用途の方で、表現をもう一度事務局の方で、ご一考いただければなと思います。また、次の委員会で、少し今の議論を踏まえた表現としていただければなと思います。よろしいですか。

(事務局)

はい。わかりました。

(土岐委員長)

それでは次に移ります。5ページをお開きください。税収の見込みでございます。今、委員の方からご意見ありましたけども、大体いくらあるのかわからないと何に使えるかわからないというご意見はもっともでございます。参考として、一番右に、一律100円の場合は6200万円。算定根拠としては、下の2行目に令和元年の、延べ宿泊者数62万人ということでこちらが算定根拠となっております。また、資料として一番右側に、弘前の宿泊者のボリュームゾーンが書かれております。7,000円が43.2%。それから1万円以上、2万円未満というのはこれで半分ぐらいということ

になっています。

(藤田委員)

今、このように金額出ているのですが、弘前市以外の都市は、正直言って、1万円以下で泊まれるホテルはほぼないと思います。割合で、弘前は7000円未満が43.2%となっていますが、おそらく東京は今のところ、1万円未満もない状況だと思います。金沢とよく比べていますが、金沢の宿泊でも、1万円以下のホテルがたぶん無いと思われますので、税収でいくとやっぱり、非課税の部分を分けるのは、税収的に厳しいのかなというのと、あとはやっぱり金額的にも、色々なテーマを考えると、100円だとちょっと厳しいのではと思います。私の個人的な意見です。

(土岐委員長)

はい。ありがとうございます。観光事業者としてのご意見、すぐくためになる立体的な数字だと思います。

(加藤委員)

次のページのところの免税点と一緒に議論しなきゃいけないところだと思いますが、こちらに関して細かく試算していただいてありがとうございます。今の意見から言うと、100円だと、1万円未満、43.2%と4.7%足すと50%ですから、参考の100円でいくと、こちらをカットしてしまうと。3100万円しかないっていうふうなことでよろしいでしょうか。税収的に。

(事務局)

はい。そうです。

(加藤委員)

そうすると、例えば今、弘前で観光に係る経費を全然賄えないのかなと。なので、例えば一番わかりやすいのは、福岡は200円一律ですから倍になっている。まず100円では賄えないのかなと。全部賄うことはできないと思いますが、やはり免税点を設けるプラス100円だと、やってもそんなに意味なくなってしまうのではと思います。もちろん、意見で100円が一番多かったのはわかりますが、やはり効果がないものをやっても意味がない。いろ

いろな方、やはり民泊の方とか、次のページを見ると反対の方が多くて、本当に大変なのですが、ただ、100円を理論的に見た場合には、そんなに効果がなくなったということは、これでわかりました。なので、単一でという場合だと、折衷案で150円ぐらいになるのですが、それもちょっと難しいので、次の議論として両方まとめてしたほうがいいのかと思います。私の意見からすると、免税点を設けてしまうと、3100万円で何できるのかということはありません。トイレ何基直せるだろうみたいな。そこはみんなでちゃんと議論をしていただくところですよね。

(福士委員)

先生が今言ったようにアンケートに基づいて100円になっていますが、我々、業界がいろいろ聞いても、よくわからないのですよ。皆さん、税収がいくら来るかとか、そういうことを考えずに、まず100円で手を打ちましょうみたいな感じ。もちろん気持ちはわかりますよね。一番わかりやすいワンコイン100円という感じですね、その先のことをあんまり業者も考えてなくて、アンケートをやっている方が非常に多くて。取ることに對してどうなのか含めて。金額は、今ここで議論するほうがいいのかというふうに思いました。

(土岐委員長)

いろいろな立場からご意見があって、金額の話がありました。ちょっと大事なところなので、できれば皆さんのご意見、それから、ちょっと事務局にお伺いしたいのですが、今その検討が進んでいる自治体の情報はあるものでしょうか。

(事務局)

はい。導入した自治体は5ページにある通りなのですが、事務局で把握している自治体で、現在導入を検討しているのが宮城県仙台市、静岡県の熱海市、愛知県の常滑市、島根県の松江市、北海道の旭川市については、一律200円と伺っております。また、札幌市は、5万円未満が200円、5万円以上が500円ですとか、函館市は2万円未満が100円。2万円から5万円未満が200円。5万円から10万円が500円、10万円以上が2000円というふうに分割しているというふうに聞いております。以上です。

(土岐委員長)

はい。ありがとうございます。今の情報も踏まえて、それぞれの立場でご意見を頂戴できればと思います。白戸委員、何かありますか。

(白戸委員)

ちなみに市の観光関連の令和5年度の予算というのは、おいくらでしたでしょうか。

(事務局)

第1回の委員会の方で、最初の基礎資料として、令和5年度約3億6000万円というふうにお出ししていますが、この予算というのが、四大祭りですとか、プロモーションのみの経費となっております。例えば市立観光館とかの観光施設の維持管理の方の経費は入っておりません。こういった観光施設の経費を加えると、コロナ前と今とでちょっと違うのですが、平成30年から令和5年度までの6年間の平均とると約5億6000万円を要しております。

(白戸委員)

はい。ありがとうございます。やはり、先ほどの宿泊税の使途のところで、皆さんから様々なことをしたい、これやってみたいと、弘前らしさを出してみたいというふうなご意見がございました。やはりそれをやるにあたってはどうしても財政的に余裕を持った形で何とかそれをやってみたいという思いもある中で、やはり100円で宿泊税をいただくといった形でやりますと、税収は6200万円。やはりちょっと足りないのかなと私、申し訳ございません、肌感覚では思います。やはり、200円という形で、最低でも1億2400万円ほどの財源を確保して、免税点を無くする形で、一律200円で宿泊税を進めてもらえればなと思います。

(土岐委員長)

はい。ありがとうございます。ご意見は市の予算の規模感の確認だったと思います。大体、ならせば5.6億円ぐらいが、観光に関わる予算ということになるとのことでした。これはちょっと順番に、ご意見聞きたいと思っています。福士委員どうですか、

(福士委員)

私も最初に事務局が説明した通り、観光に対して観光税をとって、サービスが向上して弘前にまた宿泊者を増やすためにやるものだというふうに思っていますので、ある程度の税収入がなきゃいけないなというのと、やっぱり平等性というか、それこそ、本当にすごく安く泊めているところが200円でいいのかというのがありますが、最低200円は取っておいていいのかなとは思いますが。あと、パーセンテージで7,000円以上10,000円未満が4.7%なのですが、多分今違うと思います。ここ、意外とボリュームあると思います。コロナ前の青森県のビジネスホテルの、青森県全体で、7,100円ぐらいだったかと思います。コロナ後は確実に青森県全体で上がっている。多分ここが少し上がっているのかなというふうに思うのでちょっとこの辺の金額が、どうなのかなと思っています。仮にこの7,000円以下を取らないとなると、もっと税収下がると思います。それこそホテル同士で取らない金額での勝負みたいな。6,980円でいいですよとか、そこの勝負をするところが増えてくると、あんまり意味がなくて、何のための宿泊税なのか、目指しているものと違ってくるのかなと思いますので、その免税的なところも含めて、ある程度、しっかりとまた一緒に取るという形が非常にいいと思います。

(藤田委員)

私の方も同意見で、この免税はなしという考えでいいのではないかなと思います。それと、やっぱりこの200円は最低ラインで、この2万円以上は今のところ0.3%となっていますが、ここも多分、違ってきていると思います。ご存じだと思いますが、さくらまつりの時期、今年も、多分2万円以下で、ホテル関係泊まれなかったと思いますが、ねふた祭りのときもそうなのですけれども、割とここもボリュームあると思われます。500円ということで設定している都市がありますが、私たちも観光業者で、繁忙期に、京都や金沢、福岡に関しては、冬場の時期になると、2万円以下のホテルはなかなかない場合もあります。ここまた、500円というのも1つ議論してもいいのかなと思います。この数字だけでいくと、100万円しか変わっていませんが、税収が、今現在のホテルの価格でいくところも、500円にすることによって、結構またボリ

ューム、増えるのではないかというふうに思います。ホテル関係の皆さんで議論していただければなというふうに思います。

(土岐委員長)

はい。ありがとうございます。いわゆる、いろいろな旅行商品、または宿泊の手配、扱っている業者さんとしての考えということでした。

(石山委員)

私も一応、簡易宿所という安い価格での宿泊施設を運営しているものとしては、やっぱりない方がいいし、安い方がいいというのはもっともなのですが、でもやはり 6200 万円だったら、あんまりやる意味ないなと私もすごく感じたので、まず免税点は設けなくていいかなと思っています。今の藤田さんがおっしゃっていたようにちょっと弘前の場合、波もあるので繁忙期の場合だとちょっと高目に設定をするだとか、宿の価格が上がるタイミングだとか、この金額に合わせて上げるだとかっていう、ちょっとその一律で 200 円。最低限 200 円にするか、ちょっと 200 円と価格高いところは価格上げるだとか、そのどちらかがいいのかなというような気がしました。やはり数字とかパーセンテージで見るとすぐわかりやすいのでありがたいなと思ってまとめてくださってありがとうございます。

(土岐委員長)

はい。ありがとうございます。宿泊の価格は、さくらまつりの時に高いのはわかりますが、今どういう仕組みで決まっているのですかね。

(福士委員)

基本はダイナミックプライシングのシステムを入れているので、宿によっては、ターゲットホテルを決めて、そのターゲットホテルの金額に合わせて上がるところもあれば、自分たちのホテルの稼働率によって、部屋数が少なくなってくると、部屋代も上がるという大体そういうシステムになっています。もちろん混んでくれば、料金が上がるという、それこそ本当に、JALさん ANAさんのやり方を、ホテルも。基本的に旅行業界は皆そんな感

じです。旅行商品も夏の沖縄は安いけど、冬は高いとか。ゴルフ場も含めて多分そんな感じですよ。なので、イベントがあるとなぜこの日ホテル高いのかと言われるのは、そういうことですね。結局はそのシステム上で回ってきているというのがほとんど。OTAは基本的に全部サイトコントローラーで1個やっちゃうと全部の固定金額が決まっちゃう。1個ずつ料金を入れているところは少ないと思います。

(土岐委員長)

私も聞いていて素朴な疑問だったのですが、そうすると予約した日によって、ややこしい話になりますね。永井委員いかがですか。

(永井委員)

私は2つあって、ここは今、課税対象になる宿泊者の人の意見というのがないと思います。本当の当事者が不在の状態で進んでいるように感じてしまって、宿泊される観光客の方だけではなくて、ビジネスマンの方とかも、いくらだったら払っていいとかの考えをすごく知りたいなと思って、先ほど仙台市の例があったと思いますが、仙台市はかなり議論が進んでいると私は認識していて、確か宿泊者500人ぐらいにアンケートもとられていて、払いたくないっていう人は4%ぐらいだったはずですよ。一番ボリューム多かったのが200円だったとっていて、弘前と仙台だとちょっと、多分割合が違うと思うので、観光であったり、ビジネス目的で来ているとか、ちょっと一律に参考になるとは思えないのですが、例えば、ねぶたまつりのときにアンケートを取るとか、そういう情報が欲しいなっていうのが1個あります。もう1つは、私はちょっと金額についてはなかなか直接の事業者ではないので難しいなと思うのですが、例えば、先ほど木村委員がおっしゃっていた、災害時とか、そういうどうしても使わなきゃいけないときとか、そういうときには払わなくていいとかそういう仕組みは必要だろうなというのはちょっと個人的には思っていました。以上です。

(土岐委員長)

はい。ありがとうございます。今の意見は、宿泊者の方がどう

考えているのかという言い方もしないといけないんじゃないかという意見でした。ありがとうございます。

(木村委員)

免税点を設けることに関しては、無くしたほうがいいと思います。1万円だから200円、例えば3,000円だから200円、3,000円だから安くしようとか、そういうのはまたちょっと違うのかなと思っています。基本的にこの税をもって、いろんな施策を打っていくと。それで、今、60万人見越していますけど、それが、62万人になり65万になり70万になるっていう、そういう効果が出てくると、今ここでしっかり決めた200円というのを崩さずやったほうが僕はいいのかなと思っています。それを安かろうとかそういう形で進めていっちゃうと、最終的にはお金がないからこういうことができなかったという言い訳を作るような話にもなっちゃいますので、できるだけ200円をいただいて、弘前らしさを出して、逆に他のこれから今検討しているところが弘前市を学びに来るぐらいの熱量でやっていければなと僕は思っています。ですので、200円を取ることにしてもいいのですが、ただ、それぞれ皆さん委員の方は立場違うと思うんです。僕らはやっぱりホテル組合で21施設、ホテルも旅館も今、窓口になってやっていますけど、先ほど言ったように、その人たち、実際現場で徴収する方達をどう口説いていくかというのは、僕ずっと最初からそう思っています、そのための、使途、それから金額、例えば200円でも、しっかりした内容を提示すれば、説得する自信があると言ったらおかしいのですが、しっかりした説明ができるのかなと。ただ、使途がはっきりしないで100円だ、200円だという議論をやったとしても、説明する自信がないので、どんどん積み重ねてくるものだと思うので、できるだけマックスで、皆さんが思っている通り、この200円で進めていければなというのが、今の、僕の意見です。あとはうちの組合の人たちもやっぱり向かい合うときは来ますので、しっかりした説明ができるような、内容に仕上げたいかなと思っています。

(土岐委員長)

はい。ありがとうございます。加藤委員、いかがですか。

(加藤委員)

私も200円というところでいいかなと思います。ただ、アンケートとそれから報道等でも100円ってというのが一番あって、それが、我々こうしたときに200円となったら、我々の意見はどうかというふうなことになるので、ちゃんと課税の根拠を示して、例えば東京で100円というのは、これは宿泊者がたくさんいるので、弘前とは違うということ。その点をちゃんと説明しないと、やはり納得されない方もいるので説明責任を果たすような文言を入れて、ちゃんと納得してもらえるような形にしていればと思います。それから、免税点について、私は同じような意見です。これは大変申し訳ないのですが、会議とかそういうところでも負担していただければと思います。それとあと、値段ごとという話なのですが、私は単一価格がいいかなと。長崎を見ると、3段階。これは大変ですね。なかなか変わってきたりとかすると大変だし、これだとちょっと業者さんの負担も増えてしまう。もちろんこちらの0.3%、0.1%の20,000円以上のところがもう少し多くなっているかもしれないのですが、この点は、また検討すればいいのかなというところで、まずは立ち上げて、単一税制、税金って、あっても2段階かなって感じではあるかなと思いますけど、そこまでまだ議論が入っていないので、とりあえずは200円。単一ってというのは今のところ私の意見です。

(土岐委員長)

個別の立場でいろいろなご意見を伺いました。今の議論というのは5ページ、6ページを1つの課題として話していますけれども、金額については、200円。そして免税点は、むしろこれ、設定しないほうがいいとのご意見でございました。200円と、免税点不要という意見として取りまとめさせていただきますが、1つ、永井委員の方から、宿泊者のご意見も聞くべきだという意見もありました。ここについては、今後少し時間ある中で、事務局の方で、お手数ですけれども、こういうご意見を吸い上げるような、動きもしていただければなというものを付して、この5ページ、6ページについては、200円と免税点不要ということで進めさせていただきますと思いますけれども、よろしいですか。

〈異議なし〉

(土岐委員長)

はい。続きまして7ページでございます。宿泊税の課税免除。これは修学旅行に関するものだと思っております。この修学旅行に関して、皆様のご意見を伺いたいと思います。まず宿泊施設を運営されている方、実態として、修学旅行、今どのぐらい、大体感覚的にどんなものでしょうか。

(木村委員)

ゼロではないとは思いますが、表立った動きはない。ただたまにこう、学生さんたちが街歩きしているのを見ると、どっかにいるとは思いますが。あまり組合の方では、うちに来たよとかそういうのはあんまりない。

(福士委員)

弘前で収容できる施設が、基本的にはワンバス程度。要は1クラス、あっても2クラスですので、結局、弘前に宿泊しづらいというのと、最近は金額が合わないというのもありまして、どちらかという受け入れ慣れているところに、修学旅行が行っているということも含め、泊まれるような施設が少ないということで、ほぼほぼないと思っていいと思います。青森県自体も大分減ってきているので、ちょっとその辺はいろいろなところとリンクすると思いますが、弘前市内にはほぼ修学旅行がなくて、どちらかという、スポーツ大会で泊まる方が断然多いです。弘前で毎年やるいろいろな大会というのはいっぱいありますので、それこそ高体連だ、中体連だというのではなく、やっている全国大会とかもあるので、そっちの方がどちらかという目指すのかなというふうに思います。

(藤田委員)

今のお話も付随するのですが、修学旅行だけを免税にするとそれ以外で、今おっしゃったようなスポーツ大会や、いろいろな大会で来た小学生、中学生、これは課税されるとか、そういうのもまた変な感じになってくると思うので、それで多分、東京とかも外していると思うのですが。例えば、弘前市と姉妹都市で、子供たちが来たときは、それは修学旅行ではないので課税される。そ

れはまた変な話になってくると思うので、ここはやっぱり設けないでいいのではないかと。設けちゃうと、不公平感でもないし、修学旅行だけが免税されるのはちょっとおかしいかと思います。

(土岐委員長)

ありがとうございます。実態としてそれほど数はないというのと、それから藤田委員からは、線の引きどころが難しく複雑になるという理由で設けなくていいのではないかという話でした。他にいかがですか。

(福士委員)

逆にそれこそ観光で修学旅行も、宿泊税をとるといって、こう引き離しているような、観光がやろうとしている方向とは、ちょっと逆方向に行っているのではないかと思われるのが非常に僕たちなんかはすごく嫌なのですが、宿泊税を取るのだけれども何かで還元するみたいな、そのための税金だと思います。なので、弘前に泊まってきたら、これを使って例えばどこかの観光施設に無料で入れるよとか、飴をあげるような、何かしらのこの税金を使って、逆に返していくような、やっぱり弘前で200円払ったけどもっといいことがあったみたいなふうなので、ポジティブに、それこそワンバス対応できる学校を誘客するというふうな考えの方がいいのかなというふうに思います。

(土岐委員長)

はい。石山さんはどう思われますか。

(石山委員)

私も課税免除は設けなくていいかとは思っていて、理由として今は少ないかもしれないですけど、結構、国としても、修学旅行で来るのを、弘前近郊の場合だと農泊とか、民泊を運営しているところにとというのが多いですし、国としても農泊を推進している動きはあったりするので今後増える可能性もあると思うので、もしそうなったときにではどうするかというよりは最初から、課税免除なしっていうことでいいかなと思います。

(永井委員)

私は直接、運営はしていないので、皆さんおっしゃるように、複雑になるよりは、シンプルにしていた方がいいのかなと思いますし、先ほど福士委員がおっしゃっていた宿泊者にとっていいものであればというのはすごいその通りだなというふうに感じました。

(土岐委員長)

わかりました。今のご意見を踏まえて、修学旅行等々については、課税免除は設けない。ただし、サービスでという形から還元した方がいいのではないかというそんなご意見がありましたので、そこも踏まえてということにしたいと思います。続きまして、8ページでございます。いわゆる見直しです。さっき価格のところ、一部ご意見ありました。確かに、3年も経てば宿泊料、価格が随分変わっています。ですので、5年ごとにこの内容も見直すという条項を設けているというお話だと思いますのでこれに関しては特に問題ないと思うのですが、いかがでしょうか。

(福士委員)

見直しのやつは別に何も無いのですが、我々も宿泊業界としたら、やってみないとわからないところがあって、東京は付帯条項で、何年ごとかはちょっとわからないのですが、東京の旅館ホテル生活衛生同業組合とちょっと意見交換するとか、検討するとかそういうものがあります。要は、観光事業者と話をすることなのですが、そういうような条項を入れることはできるのでしょうか。

(事務局)

条例に直接明記するっていうのは難しいと思いますけれども、そういった関係業界と意見交換をすることは、私たちも大切だと思っておりますので、それはぜひこちらでも企画させてほしいなと思っております。

(土岐委員長)

今のお話、次の9ページの中にも少し関わってくるので、ここもまた少し合わせて皆さんでご検討いただければと思います。今の事務局の回答は、条例に明記する、この5年ごとの見直しをま

ず設けた上で、なおかつ、業界、組合さんの方と、適宜、または定期的に意見聴取の場を設けるという運用で対応したいという解釈でよろしいですね。

(事務局)

旅館ホテルなどの宿泊業者だけでなく、やっぱり宿泊税という税を使わせていただいて、いろんな施策を打ちますので、そういったご要望があれば、どんどん、市としても出かけて、いろいろ意見交換しながら、使われ方の情報提供ですとか、そういったものはしてまいりたいと思っております。

(土岐委員長)

はい。わかりました。では、8ページの5年というのは皆さんご異議ないですね。

〈異議なし〉

(土岐委員長)

繋がっていますけど、9ページの特別徴収交付金の項目です。これについて何かご意見ございますか。右ならえ左ならえで皆さん2.5%。加えて、最初の5年間は、イニシャル的な考え方だと思うのですが、プラス0.5%というところが多いというふうに見受けられますけども。

(木村委員)

上限は設けないですか。

(事務局)

他市の事例、様々ありまして、0.5%上乗せとか、京都市であれば、交付上限額200万円ということにしておりますが、現時点では、交付金については2.5%のみとさせていただければなと思っております。

(土岐委員長)

はい。ありがとうございます。逆に聞きますけど、これ、1社が偏ってしまって、何百万もとるといふこともありますよね。キャ

ップみたいな法律的なものはないものですか。

(事務局)

はい。愛知県の常滑市、セントレア空港がある市なのですが、ここが今導入待ちの状態、総務省の同意も得ているところです。2.5%ではなくて、常滑市の方では6%に設定しております。その際に、総務省の方からは、クレジットカードの手数料3.5%まで下げるべきではないかと。ちょっと高すぎると指導は入ったのですが、常滑市の方では6%ということで制度設計しております。

(福士委員)

今、言った通り、僕たちの壁は、それこそ電子マネー、クレジットカードです。私も先週、全国の理事会があり、各県の理事長さんとお話したら、結局、最初のうちは現金だけだと、200円ですという話になっているのですが、やっぱり宿泊者の方が払うとき一緒にきってみたいと感じになると、3.5%。もしかしたら、5%のところもありますね。という感じのやつをこちらのサービスとして対応していると。結局そうなっちゃったというのを聞くので、やっぱりその辺はちょっと考慮していただきながら、スムーズに事務をやるために、ホテルシステムを導入するところもあったりして、その分のお金がかかったりするためのお金だと思っているので、ちょっとその辺、例えば1年目はとか、2年目までとか、その分はつけていいと思うので、若干でも考慮していただければ非常に助かります。

(土岐委員長)

ちょっと今、いわゆる宿泊事業者の方に聞くと、言いづらい部分もあると思いますので、どうでしょう。白戸委員はこの数字が多いのか少ないのか、どう思われますか。

(白戸委員)

常滑の6%はちょっと高いのかなというふうには感じます。どうしても先行自治体の例をこう言っちゃうと、やはり2.5%が妥当なのかなと。あと特別措置5年間はプラス0.5の合計3%という形で運用が、平均的な運用の仕方なのかなというふうには感じま

す。やはり、特別措置を含めて3%が徴収交付金としていいのかなというふうに感じます。

(加藤委員)

前回、徴収に対して現金なのか、それともクレジットを、クレジット手数料で、業者負担なのか、ホテルさん負担なのかというところで、ご意見差し上げたところで、この答えが多分この特別徴収交付金ということだと思います。ただこれやってもクレジットが多数だったら、やっぱり、2.5%では足りないですね。ただ、6%では今度多すぎるということで、大もとの総務省からお叱りが来ると。ただ、セントレアあるこちらのところがこういう形で、多分、外国から来る人達がセントレアに泊まって、ここは多分ほとんどクレジット。ちょっとそこら辺わからないので、そうするとまずは3%。北海道が3%と書いてあったので、その点で言う、もうちょっと、まず初期はかなりかかるはずなので、手間とか。慣れるときに2.5%と見ると、これは3%、もしくはもうちょっと3.5とかぐらいだったらというふうに一律合わせなくてもいいので、こちらは本当に業者さんが負担するところなので、この点ちゃんと説明できれば、常滑みたいな。6%はやっぱりちょっと難しいかと思うので、3%から3.5%かなっていうちょっと細かいですけど、いただいた方が。やはり現金だけという、「え」という人が多分100円、200円でも多いと思います。その点はまだ検討があると思うので、その点、もう1回教えていただければと思います。

(土岐委員長)

市の案は、あくまでこれ赤字ですけども、基本として、措置を検討ということで、今は皆様のご意見を聞いて、少し時間がかかると思います。そういう意味で、藤田さんなんかは、事業者として、このパーセンテージというのはどういうふうに思うかちょっと最後にお聞きして終わりたいと思います。

(藤田委員)

やっぱり2.5%はちょっと低すぎるのかなという。そのカード払いのことを考えると。やっぱりカード払い、うちの会社でもそうなんです、カード払いがすごく多いので、手数料が結構な金額

になってくるので、それを考えるとやっぱり、3.5%、あとプラス1ぐらいあってもいいのではと。肌感覚なのですが。

(土岐委員長)

はい。この件、他にご意見ありますか。

(事務局)

今の2.5%の件で、皆さんおっしゃられたように、1%の赤字が出るという部分で、そこを考慮して、常滑市の方では2.5%プラス3.5%で6%に設定しています。一方で、長崎市ですが、交付上限額50万円としていますが、0.5%の加算がございません。この理由が、レジシステムの改修費を別途、予算措置して、宿泊事業者に与えているというところも踏まえて、この2段階で予算措置しているというところで、こちらの方は、0.5%加算をしないで、あくまでも設備投資としてのお金を、長崎市では、予算措置している部分で、0.5%を加算していませんというところです。

(土岐委員長)

はい。今の意見は、もうすべて飲み込んで、今後、検討の課題にするべきだと思います。ですので、ここに関しては、やっぱり事業者の意見を聞く時間、機会、これを設けて引き続き、検討課題としていくということで、今日に関してはまとめたと思います。具体的な数字今出ましたけど、それも踏まえてということでもよろしいかと思います。これ、さっき福土委員の方から附帯条項という言葉が出ましたけど、これ条項にしてしまうのか、それとも、いわゆるさっき言った、定期的な運用で機会を設けてやっていくのかという部分に関しては、解釈としては、どちらも可能なのですか。それとも、定期的に検討していきますっていう運用になりますか。

(事務局)

金沢市の条例の例でいくと、附則条例の附則というところに3年ごとに見直すっていう規定を設けているので、おそらく条例を定めるとなれば、そのあたりでとどめるのかと思います。

(土岐委員長)

わかりました。ありがとうございます。では、まとめます。9ページについては、今のご意見を踏まえて、今後検討していきましようという内容で、よろしく申し上げます。あと少しだけお時間をいただいて、もう1回内容を確認したいと思います。まず、目的については、これで、いいだろうということでした。それから、2、課税客体、納税義務者、課税標準については、民泊も含める内容としたい。ただし、ご意見として、民泊の現状をもう少し把握したほうがいいのではないかというご意見がありました。続きまして宿泊税の特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限について、これは、先行自治体と同様にしたい。ただし、3ヶ月まとめてやることもできるのではないかっていうご意見がありましたので、ここは事務的に少し調整の時間が必要だと思いますので、そこを事務局でよろしく申し上げます。次に4ページ宿泊税の用途につきましてですが、分類に関して、もうちょっと市民の生活に少し、関わるような工夫が必要じゃないかというご意見がありましたので、そこは付記というか、精査していただいて、検討をお願いします。あと、詳細についてはまたこれからどんどん意見を出していく機会を設けるということでお願いします。それから、宿泊税の金額ですが、200円ということで、この検討委員会では、結論付けたいと思っております。それから6ページ、免税点に関しては、不要であるという意見でよろしいかと思います。それから課税免除、修学旅行、これに関しては特に設けない。ただし、サービスで還元しましょうと、こういうご意見が出ましたので、踏まえていただきたいと思います。それから8ページ、見直し時期ですが、条例施行後5年後ということでこちらよろしいかと思います。最後、9ページでございます。交付金については、いろんな立場から先ほど数字、ご意見いただきましたので、それをベースに今後、組合、事業者と、検討の場を設けていただきたいということだったと思います。本日、9つの課題について皆様のご意見をいただきました。まだ何かご意見あれば、挙手で。

(木村委員)

お願いベースなのですが、やはり用途ですよ。こういう場もいいのですが、業界の人を呼んだりして、ちょっとディスカッションではないですけど、フランクに話せるような場も少し設けていただいたら、もっといい意見出てくるのかなと思っています。

	<p>それを僕らが意見収集してここに出すのもまた1つの方法かなと思っていますので、もしタイミングがあればそういったことも、やっていただきたいなと思います。</p> <p>(土岐委員長)</p> <p>この委員会もまだ今日で終わりではないので、委員の皆様も、自分と関わる方々のご意見、持ち寄っていただくというのも1つの手だと思いますし、そういうのも含めて、排除しない内容ということで進めさせていただきたいと思います。皆さん今日の内容についてご意見はありませんか。</p> <p>〈意見なし〉</p> <p>(土岐委員長)</p> <p>それでは本日の検討内容を、これですべて終了します。事務局の方にお返しをします。</p> <p>(事務局)</p> <p>はい。ありがとうございました。次回の委員会の開催日につきましては後日また通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日はご出席いただきまして、ありがとうございました。</p>
<p>その他必要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の公開区分 公開 ・ 傍聴者数 2名 ・ 取材 8社